

【No.1】法人税の確定申告書には、次に掲げる書類を添付していますか。

- ① 外国法人の貸借対照表、損益計算書（販売費及び一般管理費の内訳書を含みます。）
- ② 株主資本等変動計算書等（株主資本等変動計算書、社員資本等変動計算書又は損益金の処分表）
- ③ 勘定科目内訳明細書（国内源泉所得に係る所得金額の計算に係る部分に限ります。）
- ④ 組織再編成に係る契約書等の写し（組織再編成が行われた場合）
- ⑤ 組織再編成に係る主要な事項の明細書（組織再編成が行われた場合）
- ⑥ 国内源泉所得に係る事業又は資産に係る貸借対照表及び損益計算書並びにこれらに係る勘定科目内訳明細書
- ⑦ 会社事業概況書（完全支配関係がある法人との関係を系統的に示した図を含みます。）
- ⑧ 国際運輸業所得に係る国内において行う業務につき生ずべき所得の額及びその計算の基礎その他参考となるべき事項を記載した明細書（恒久的施設を有する外国法人が国際運輸業所得を有する場合）
- ⑨ 適用額明細書（法人税関係特別措置のうち税額又は所得金額を減少させるもの等の適用を受ける場合）（租特透明化法第3条）

【No.4】外国法人用の「別表一の三」を使用していますか。

【No.9】外国法人の資本金の額等の換算レートは、事業年度終了の日の電信売買相場の仲値を適用していますか。

【No.4】「恒久的施設の有無及びその種類」の欄の記載漏れはありませんか。

【No.5】恒久的施設帰属所得とその他の国内源泉所得を区分して所得金額を計算していますか。
【No.5】欠損金についても、同様に区分してそれぞれの所得金額から控除していますか。

【No.7】29欄及び41欄に、中間申告分の税額を正しく記載していますか。

【No.6】9欄又は20欄は、100円未満の額を切り捨てていませんか（1円単位まで記載します。）。

【No.2】当事業年度に適用される別表を使用していますか。

【No.8】地方法人税額の計算につき、別表一の三次葉の71欄及び72欄により計算していますか。

【No.8】39欄の金額は、別表六の三の47欄の金額と一致していますか。

事業種目	円	別表一の三
恒久的施設の有無及びその種類	有	各事業年度の所得に係る申告書
添付書類	貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書又は損益金の処分表、勘定科目内訳明細書、会社事業概況書、組織再編成に係る契約書等の写し、組織再編成に係る移転資産等の明細書	外国法人の分
年度分の法人税申告書	送付要否	送付要
事業年度分の地方法人税申告書	送付要否	送付要
適用額明細書提出の有無	提出の有無	提出有
税理士法第30条の書面提出有	提出有	提出有
税理士法第33条の書面提出有	提出有	提出有

恒久的施設帰属所得に係る所得の金額に 係る法人税額の計算等	1	所得金額又は欠損金額 (別表四「48の①」)	2	法人税額 (48)+(49)	3	法人税額の特別控除額 (別表六「六」4)	4	差引法人税額 (2)-(3)	5	リース特別控除取戻税額等	6	法人税額計 (4)+(5)	7	分配時調整外国税相当額の控除額 (別表六「六」の二「7」)	8	控除税額 (6)-(7)と(8)のうち小さい金額	9	差別所得に対する法人税額 (6)-(7)-(8)	10	欠損金又は災害損失等 この申告が修正申告である場合の この申告前の所得金額又は欠損金額 (62)	11	この申告が修正申告である場合の この申告前の所得金額又は欠損金額 (62)	12	この申告が修正申告である場合の この申告前の所得金額又は欠損金額 (62)	13	所得金額又は欠損金額 (別表四「48の①」)	14	法人税額 (57)+(58)	15	法人税額の特別控除額 (別表六「六」4)	16	差引法人税額 (14)-(15)	17	リース特別控除取戻税額等	18	法人税額計 (16)+(17)	19	控除税額 (18)と(19)のうち小さい金額	20	差別所得に対する法人税額 (18)-(19)	21	欠損金又は災害損失等 この申告が修正申告である場合の この申告前の所得金額又は欠損金額 (62)	22	この申告が修正申告である場合の この申告前の所得金額又は欠損金額 (62)	23	この申告が修正申告である場合の この申告前の所得金額又は欠損金額 (62)	24	この申告が修正申告である場合の この申告前の所得金額又は欠損金額 (62)	25	この申告が修正申告である場合の この申告前の所得金額又は欠損金額 (62)	26	この申告が修正申告である場合の この申告前の所得金額又は欠損金額 (62)	27	この申告が修正申告である場合の この申告前の所得金額又は欠損金額 (62)	28	この申告が修正申告である場合の この申告前の所得金額又は欠損金額 (62)	29	この申告が修正申告である場合の この申告前の所得金額又は欠損金額 (62)	30	この申告が修正申告である場合の この申告前の所得金額又は欠損金額 (62)	31	この申告が修正申告である場合の この申告前の所得金額又は欠損金額 (62)	32	この申告が修正申告である場合の この申告前の所得金額又は欠損金額 (62)	33	この申告が修正申告である場合の この申告前の所得金額又は欠損金額 (62)	34	この申告が修正申告である場合の この申告前の所得金額又は欠損金額 (62)	35	この申告が修正申告である場合の この申告前の所得金額又は欠損金額 (62)	36	課税標準法人税額 (16)+(6の外注)+(18)+(8の外注)	37	所得地方法人税額 (72)	38	分配時調整外国税相当額の控除額 (別表六「六」の二「8」)と(8)のうち小さい金額	39	外国税額の控除額 (別表六の三「4」)	40	差引地方法人税額 (37)-(38)-(39)	41	中間申告分の地方法人税額	42	差引確定地方法人税額 (40)-(41)	43	この申告による還付金額 (41)-(40)
----------------------------------	---	---------------------------	---	-------------------	---	-------------------------	---	-------------------	---	--------------	---	------------------	---	----------------------------------	---	-----------------------------	---	-----------------------------	----	---	----	---	----	---	----	---------------------------	----	-------------------	----	-------------------------	----	---------------------	----	--------------	----	--------------------	----	---------------------------	----	---------------------------	----	---	----	---	----	---	----	---	----	---	----	---	----	---	----	---	----	---	----	---	----	---	----	---	----	---	----	---	----	---	----	-------------------------------------	----	------------------	----	--	----	------------------------	----	----------------------------	----	--------------	----	-------------------------	----	--------------------------

別表一の三
各事業年度の所得に係る申告書
外国法人の分
令二・四・一以後終了事業年度等分

別表一の三次業
令二・四・一以後終了事業年度等分

事業年度等	・ ・	法人名
-------	--------	-----

法人税額の計算								
恒久的施設 税額の計算 に係る	法人税額	(1)のうち中小法人等の年800万円相当額以下の金額((1)と800万円× $\frac{1}{12}$ のうち少ない金額)	46	000	法人税額	(13)のうち中小法人等の年800万円相当額以下の金額((13)と800万円× $\frac{1}{12}$ のうち少ない金額)	55	000
	税額	その他の所得金額(1)-(46)	47	000	税額	その他の所得金額(13)-(55)	56	000
	の計算	(46)の15%又は19%相当額	48		の計算	(55)の15%又は19%相当額	57	
	算	(47)の23.2%相当額	49		算	(56)の23.2%相当額	58	
法人税額の計算等	税額	計(50)+(51)	52		税額	法人税額から控除した金額(19)	60	
	の計算	恒久的施設 税額から控除した金額(8)	53		の計算	その他の国内源泉所得に係る法人税額から控除しきれなかった金額(59)-(60)	61	
	算	恒久的施設 税額から控除しきれなかった金額(52)-(53)	54		算			

【No.10】当事業年度終了の時ににおける資本金の額若しくは出資金の額が1億円超の外国法人、一若しくは完全支配関係のある複数の大法人(資本金の額又は出資金の額が5億円以上の法人等)に発行済株式等の全部を保有されている外国法人又は適用除外事業者(当事業年度開始の日前3年以内に終了した各事業年度の所得金額の年平均額が15億円を超える法人)であるにもかかわらず、軽減税率を適用していませんか。

【No.2】当事業年度に適用される別表を使用していますか。

この申告が修正申告である場合の						
恒久的施設 税額の計算 に係る	この申告前の所得金額又は欠損金額	62		この申告前の所得金額又は欠損金額	65	
	この申告前の欠損金又は災害損失金等の当期控除額	63		この申告前の欠損金又は災害損失金等の当期控除額	66	
	この申告前の翌期へ繰り越す欠損金又は災害損失金	64		この申告前の翌期へ繰り越す欠損金又は災害損失金	67	
	この申告前の法人税額	68		この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額((30)-(68))若しくは((30)+(69))又は((69)-(34))	70	外 00
この申告前の還付金額	69	外				

【No.8】地方法人税額の計算につき、71欄及び72欄により計算していますか。

地方法人税額の計算					
課税標準法人税額(36)	71	000	(71)の4.4%又は10.3%相当額	72	
この申告が修正申告である場合の計算					
この申告前の課税標準法人税額	73	000	この申告前の欠損金の繰戻しによる還付金額	76	
この申告前の確定地方法人税額	74		この申告により納付すべき地方法人税額((42)-(74))若しくは((42)+(75)+(76))又は(((75)-(43))+((76)-(43)の外書))	77	00
この申告前の中間還付額	75				

【No.58】加減算項目中、消費税法上課税取引となるものについて、消費税及び地方消費税の申告書において調整を行っていますか。

御注意

「48」の「①」欄の金額は、「②」欄の金額に「③」欄の本書の金額を加算し、これから「※」の金額を加減算した額と符合することになりますから留意してください。

区 分		総 計	加	減	算
当期利益又は当期欠損の額	1				
損金経理をした法人税及び地方法人税(附帯税を除く)	2				
損金経理をした道府県民税及び市町村民税	3				
損金経理をした納税充当金	4				
損金経理をした附帯税(利子税を除く)、加算金、延滞金(延納分を除く)及び過怠税	5				
減価償却の償却超過額	6				
役員給与の損金不算入額	7				
交際費等の損金不算入額	8				
○ ○ ○	9				
小 計	10				
減価償却超過額の当期認容額	11				
納税充当金から支出した事業税等の金額	12				
受取配当等の益金不算入額(別表八(一)「13」又は「26」)	13				
外国子会社から受ける剰余金の配当等の益金不算入額(別表八(二)「26」)	14				
受贈益の益金不算入額	15				
適格現物分配に係る益金不算入額	16				
法人税等の中間納付額及び過剰納に係る還付金額	17				
所得税額等及び欠損金の繰戻しによる還付金額等	18				
○ ○ ○	19				
小 計	20				
仮 計	21				
仮 (1)+(11)-(21)	22				
関連者等に係る支払利子等又は対象純支払利子等の損金不算入額(別表十七(二)の二)「24」若しくは「29」又は別表十七(二)の五)「27」若しくは「32」)	23				
超過利子額の損金算入額(別表十七(二)の三)「10」)	24				
仮 計	25				
仮 (22)から(24)までの計	26				
被合併法人等の最終の事業年度の欠損金の損金算入額	27				
審 附 金 の 損 金 不 算 入 額(別表十四(二)「24」又は「40」)	28				
神 戸 の 認 定 法 人 又 は 国 家 戦 略 特 別 区 域 に お け る 指 定 法 人 の 所 得 の 特 別 控 除 額(別表十(一)「9」若しくは「13」又は別表十(二)「8」)	29				
法 人 税 額 从 事 者 等 に 対 し 法 人 税 額 控 除 さ れ る 所 得 税 額(別表六(一)「6」の③)	30				
税 額 控 除 の 対 象 と な る 外 国 法 人 税 の 額(別表六(二)の二)「7」)	31				
分 配 時 調 整 外 国 税 相 当 額 及 び 外 国 関 係 会 社 等 に 係 る 控 除 対 象 所 得 税 額 等 相 当 額(別表六(五)の二)「5」の②)「11」又は別表十七(三)の十二)「11」)	32				
組 合 等 損 失 額 の 損 金 不 算 入 額 又 は 組 合 等 損 失 超 過 計 額 の 損 金 算 入 額(別表九(二)「10」)	33				
対 外 船 舶 運 送 事 業 者 の 日 本 船 舶 に 係 る 所 得 の 金 額 の 損 金 算 入 額 又 は 益 金 算 入 額(別表十(四)「20」、「21」又は「23」)	34				
合 計	35				
合 計 (25)+(26)+(27)+(28)+(29)+(30)+(31)+(32)±(33)	36				
契 約 者 配 当 の 益 金 算 入 額(別表九(一)「13」)	37				
特 定 目 的 会 社 等 の 支 払 配 当 又 は 特 定 目 的 利 益 に 係 る 受 取 法 人 の 利 益 の 配 分 等 の 損 金 算 入 額(別表十(八)「13」、別表十(九)「11」又は別表十(一)「16」若しくは「33」)	38				
中 間 申 告 に お け る 繰 戻 し に よ る 還 付 に 係 る 災 害 損 失 欠 損 金 額 の 益 金 算 入 額	39				
非 適 格 合 併 又 は 残 余 財 産 の 全 部 配 分 等 に よ る 移 転 資 産 等 の 譲 渡 利 益 額 又 は 譲 渡 損 失 額	40				
差 引 計	41				
差 引 計 ((34)から(38)までの計)	42				
欠 損 金 又 は 災 害 損 失 金 等 の 当 期 控 除 額(別表七(一)「4」の計)+(別表七(二)「9」若しくは「21」又は別表七(三)「10」)	43				
総 計	44				
総 計 (39)+(40)	45				
新 鉱 床 探 鉱 費 又 は 海 外 新 鉱 床 探 鉱 費 の 特 別 控 除 額(別表十(三)「43」)	46				
農 業 経 営 基 盤 強 化 準 備 金 積 立 額 の 損 金 算 入 額(別表十二(十三)「10」)	47				
農 用 地 等 を 取 得 し た 場 合 の 庄 縮 額 の 損 金 算 入 額(別表十二(十三)「43」の計)	48				
四 国 際 空 港 地 整 備 準 備 金 積 立 額、中 国 際 空 港 地 整 備 準 備 金 積 立 額 又 は 再 投 資 等 準 備 金 積 立 額 の 損 金 算 入 額(別表十二(一)「15」、別表十二(二)「10」又は別表十二(十四)「12」)	49				
特 別 新 事 業 開 拓 事 業 者 に 対 し 特 定 事 業 活 動 と し て 出 資 を し た 場 合 の 特 別 勘 定 入 額 の 損 金 算 入 額 又 は 特 別 勘 定 取 扱 額 の 益 金 算 入 額(別表十六)「14」-「11」)	50				
残 余 財 産 の 確 定 の 日 の 属 す る 事 業 年 度 に 係 る 事 業 税 の 損 金 算 入 額	51				
所 得 金 額 又 は 欠 損 金 額	52				

【No.14】別表五(二)の5、10、15及び24~29の⑤欄でプラス表示している金額を2欄、3欄及び5欄で加算していますか。

【No.2】当事業年度に適用される別表を使用していますか。

【No.16】別表五(二)の19の③欄及び④欄でマイナス表示している還付事業税の額を加算していますか。
【No.48】損益計算書の有価証券若しくはゴルフ会員権等の評価損又は減損損失の額のうち、税務上損金の額に算入されない金額を加算していますか。
【No.49】損金の額に算入されない租税公課、罰料金等の額を加算していますか。

【No.16】別表五(二)の19の③欄及び④欄でプラス表示している事業税の額を13欄等で減算していますか。

【No.15】別表五(二)の5、10及び15の⑤欄でマイナス表示している還付法人税等又は還付所得税等(いずれも還付加算金を除きます)の額で、雑収入等に計上しているものを18欄又は19欄で減算していますか。

【No.12】前事業年度以前に所得金額に加算した有価証券若しくはゴルフ会員権等の評価損又は減損損失の額について、当事業年度に売却等の減算事由が生じたものを減算していますか。
【No.17】別表五(二)の「その他」の③欄に表示している充当金の取崩し又は④欄に表示している仮払経理により納付した源泉所得税若しくは外国法人税等の額を減算していますか。

租税公課の納付状況等に関する明細書

事業年度

【No.2】 当事業年度に適用される別表を使用していますか。

別表五(二) 令二・四・一以後終了事業年度分

税目及び事業年度	期首現在未納税額 ①	当期発生税額 ②	当期中の納付税額			期末現在未納税額 ①+②-③-④-⑤ ⑥
			充当金取崩しによる納付 ③	仮払経理による納付 ④	損金経理による納付 ⑤	
法人税及び地方法人税	円		円	円	円	円
道府県民税						
市町村民税						
事業税						
その他						

【No.3】 前事業年度からの繰越額は、前事業年度の申告書の金額と一致していますか。

【No.18】 41欄の金額は、貸借対照表等の記載額と一致していますか。

【No.15】 5、10及び15の⑤欄でマイナス表示している還付法人税等又は還付所得税等（いずれも還付加算金を除きます。）の額で、雑収入等に計上しているものを別表四の18欄又は19欄で減算していますか。

【No.16】 19の③欄及び④欄でプラス表示している事業税の額を別表四の13欄等で減算していますか。
【No.16】 19の③欄及び④欄でマイナス表示している還付事業税の額を別表四で加算していますか。

【No.14】 5、10、15及び24～29の⑤欄でプラス表示している金額を別表四の2欄、3欄及び5欄で加算していますか。

【No.17】 「その他」の③欄に表示している充当金の取崩し又は④欄に表示している仮払経理により納付した源泉所得税若しくは外国法人税等の額を別表四で減算していますか。

納税充当金の計算		取崩額	
期首納税充当金	30	損金算入のもの	36
繰入金		損金不算入のもの	37
			38
		仮払税金消却	39
取崩額		計	40
法人税額等 (5の③)+(10の③)+(15の③)	34	期末納税充当金	41
事業税 (19の③)	35		

③

所得税額の控除に関する明細書

事業年度	・	・	法人名
------	---	---	-----

御注意

「1」から「5」までの「②」及び「③」の各欄並びに「8」、「14」及び「21」の各欄は、法人の各事業年度において、東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第33条第2項の規定の適用がある場合には、同項の規定により所得税額とみなされる復興特別所得税の額を含めて記載します。

区分	収入金額 ①	①について課される	②のうち控除を受ける
		所得税額 ②	所得税額 ③
1 公社債及び預貯金の利子、合同運用信託、公社債投資信託及び公社債等運用投資信託（特定公社債等運用投資信託を除く。）の収益の分配並びに特定公社債等運用投資信託の受益権及び特定目的信託の社債的受益権に係る剰余金の配当	円	円	円
2 剰余金の配当（特定公社債等運用投資信託の受益権及び特定目的信託の社債的受益権に係るものを除く。）、利益の配当、剰余金の分配及び金銭の分配（みなし配当等を除く。）			
3 集団投資信託（合同運用信託、公社債投資信託及び公社債等運用投資信託（特定公社債等運用投資信託を除く。）を除く。）の収益の分配			

【No.2】当事業年度に適用される別表を使用していますか。

【No.19】復興特別所得税額について所得税額控除制度の適用を受ける場合、所得税額とみなされる復興特別所得税額を所得税額に含めて記載していますか。

【No.21】集団投資信託の収益の分配に係る源泉所得税の額から控除された分配時調整外国税相当額を記載していませんか（分配時調整外国税相当額について税額控除制度の適用を受ける場合、別表六(五の二)を作成していませんか。）。

【No.22】人的役務の提供事業に係る対価につき源泉徴収された所得税額から、人的役務の提供事業に係る給与につき源泉徴収されたとみなされる所得税額を除いていますか。

剰余金の配当（特定公社債等運用投資信託の受益権及び特定目的信託の社債的受益権に係るものを除く。）、利益の配当、剰余金の分配及び金銭の分配（みなし配当等を除く。）、集団投資信託（合同運用信託、公社債投資信託及び公社債等運用投資信託（特定公社債等運用投資信託を除く。）を除く。）の収益の分配又は割引債の償還差益に係る控除を受ける所得税額の計算

個別法による場合	銘柄	収入金額	所得税額	配当等の計算期間	(9)のうち元本所有期間	所有期間割合	控除を受ける所得税額
		7	8			(10) (9)	
		円	円	月	月	11	円

銘柄別簡便法による場合	銘柄	収入金額	所得税額	配当等の計算期末の所有元本数等	配当等の計算期首の所有元本数等	(15)-(16) 2又は12 (マイナスの場合は0)	所有元本割合	控除を受ける所得税額
		13	14			17	(16)+(17) (15) (小数点以下3位未満切り上げ) (1を超える場合は1)	
		円	円	15	16	17	18	円

【No.20】12欄及び19欄で所有期間によるあん分計算を要しないものについて、あん分計算を行っていませんか。

- (例)
- ・ 公社債及び預貯金の利子
 - ・ 合同運用信託、公社債投資信託及び公社債等運用投資信託（特定公社債等運用投資信託を除きます。）の収益の分配
 - ・ 特定公社債等運用投資信託の受益権及び特定目的信託の社債的受益権に係る剰余金の配当
 - ・ 資本剰余金の減少に伴う剰余金の配当、分割型分割による剰余金の配当、株式分配

計

法人税の額から控除される特別控除額に関する明細書

事業年度	:	:	法人名
------	---	---	-----

別表六(六)

令二・四・一以後終了事業年度分

法人税額の特別控除額及び調整前法人税額超過額の計算			
当期税額控除可能額 (6の合計)	1	円	法人税額の特別控除額 (1)と(3)のうち少ない金額)
調整前法人税額 (別表一「2」又は別表一の三「2」若しくは「14」)	2		
当期税額基準額 (2) × $\frac{90}{100}$	3		調整前法人税額 (1)
【No.2】当事業年度に適用される別表を使用していますか。			
当期税額控除可能額及び調整前法人税額超過構成額の明細			
適用を受ける各特別控除制度		当期税額控除可能額 6	調整前法人税額超過構成額 7
試験研究費の総額に係る法人税額の特別控除	当期分	① 別表六(八)「19」 円	円
中小企業者等の試験研究費に係る法人税額の特別控除	当期分	② 別表六(九)「18」	
特別試験研究費に係る法人税額の特別控除	当期分	③ 別表六(十一)「9」	
エネルギー環境負荷低減推進設備等を取付した場合の法人税額の特別控除	前期繰越分計	④ 別表六(六)付表「1の③」	別表六(六)付表「2の③」
高度省エネルギー増進設備等を取付した場合の法人税額の特別控除	当期分	⑤ 別表六(十三)「15」	
中小企業者等が機械等を取付した場合の法人税額の特別控除	前期繰越分計	⑥ 別表六(六)付表「1の⑥」	別表六(六)付表「2の⑥」
	当期分	⑦ 別表六(十四)「14」	
沖縄の特定地域において工業用機械等を取付した場合の法人税額の特別控除	前期繰越分計	⑧ 別表六(六)付表「1の⑩」	別表六(六)付表「2の⑩」
	当期分	⑨ 別表六(十五)「16」	
国家戦略特別区域において機械等を取付した場合の法人税額の特別控除	当期分	⑩ 別表六(十六)「23」	
国際戦略総合特別区域において機械等を取付した場合の法人税額の特別控除	当期分	⑪ 別表六(十七)「23」	
地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取付した場合の法人税額の特別控除	当期分	⑫ 別表六(十八)「17」	
地方活力向上地域等において特定建物等を取付した場合の法人税額の特別控除	当期分	⑬ 別表六(十九)「16」	
	当期分	⑭ 別表六(二十)「26」	
		⑮ 別表六(二十)「36」	
認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除	当期分	⑯ 別表六(二十一)「8」	
特定中小企業者等が経営改善設備を取付した場合の法人税額の特別控除	前期繰越分計	⑰ 別表六(六)付表「1の⑭」	別表六(六)付表「2の⑭」
	当期分	⑱ 別表六(二十二)「14」	
中小企業者等が特定経営力向上設備等を取付した場合の法人税額の特別控除	前期繰越分計	⑲ 別表六(六)付表「1の⑰」	別表六(六)付表「2の⑰」
	当期分	⑳ 別表六(二十三)「15」	
給与等の引上げ及び設備投資を行った場合の法人税額の特別控除	当期分	㉑ 別表六(二十四)「22」	
中小企業者等が給与等の引上げを行った場合の法人税額の特別控除	当期分	㉒ 別表六(二十五)「19」	
認定特定高度情報通信技術活用設備を取付した場合の法人税額の特別控除	当期分	㉓ 別表六(二十七)「14」	
革新的情報産業活用設備を取付した場合の法人税額の特別控除	当期分	㉔ 別表六(二十八)「20」	
復興産業集積区域等において機械等を取付した場合等の法人税額の特別控除	前期繰越分計	㉕ 別表六(六)付表「1の㉒」	別表六(六)付表「2の㉒」
	当期分	㉖ 別表六(二十九)「20」	
復興産業集積区域等において被災雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除	当期分	㉗ 別表六(三十)「11」	
合 計			(5)

【No.23】複数の法人税額の特別控除制度の適用を受ける場合、適用を受ける制度に係る別表に記載した当期税額控除可能額を転記していますか。

特定税額控除規定の適用可否の判定に関する
明細書

事業年度	・	・	法人名
------	---	---	-----

別表六(七)

令二・四・一以後終了事業年度分

継続雇用者給与等支給額に 係る要件	継続雇用者給与等支給額 (15の①)	1	所得金額に 係る要件	特定対象年度の基準所得等金額	8
	継続雇用者比較給与等支給額 (15の②)又は(15の③)	2			
	((1) > (2))又は((1) = (2) = 0)	3 該当・非該当			
国内設備投資額に係る要件	国内設備投資額	4	前事業年度等の基準 所得等金額の合計額	9	
	当期償却費総額 (18)	5			
	当期償却費総額基準額 $(5) \times \frac{10 \text{又は} 30}{100}$	6			
	(4) > (6)	7 該当・非該当			
(8) ≤ (9)					
					10 該当・非該当
継続雇用者給与等支給額及び継続雇用者比較給与等支給額の計算					
		継続雇用者給与等支給額の計算		継続雇用者比較給与等支給額の計算	
		当期	前事業年度等	前一年事業年度等特定期間	
		①	②	③	
事業年度等又は連結事業年度等	11		・	・	・
雇用者給与等支給額	12	<p>【No.24】中小企業者等以外の外国法人が、次に掲げる法人税額の特別控除制度の適用を受ける場合、3欄、7欄又は10欄のいずれかが「該当」となっていますか。</p> <p>① 試験研究を行った場合の法人税額の特別控除制度</p> <p>② 地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除制度</p> <p>③ 革新的情報産業活用設備を取得した場合の法人税額の特別控除制度</p> <p>④ 認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の法人税額の特別控除制度</p>			
同上のうち継続雇用者に係る金額	13				
$\frac{\text{当期の月数}}{\text{(11の③)の月数}}$	14				
継続雇用者給与等支給額及び 継続雇用者比較給与等支給額 (13)又は((13) × (14))	15				
当期償却費総額の計算					
損益計算書に計上された 減価償却費の額	16	当期償却費総額		18	
剰余金の処分の方法により特別償却準備金 として積み立てた金額その他上記以外の金額	17	$(16) + (17)$			

【No.2】当事業年度に適用される別表を使用していますか。

【No.24】中小企業者等以外の外国法人が、次に掲げる法人税額の特別控除制度の適用を受ける場合、3欄、7欄又は10欄のいずれかが「該当」となっていますか。

① 試験研究を行った場合の法人税額の特別控除制度

② 地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除制度

③ 革新的情報産業活用設備を取得した場合の法人税額の特別控除制度

④ 認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の法人税額の特別控除制度

中小企業者等の試験研究費に係る法人税額の特別控除
に関する明細書

事業年度	・	・	法人名
------	---	---	-----

別表六(九)

試験研究費の額	1	円	13	円
控除対象試験研究費以外の額	2			
(1)のうち中小企業者等の試験研究費に係る税額控除の対象とする特別試験研究費の額	3		14	円
控除対象試験研究費の額の計算	4	(2) + (3)		
増減試験研究費の額の計算	5	比較試験研究費の額 (別表六(十)「5」)		
増減試験研究費割合の計算	6	(1) - (5)		
試験研究費割合の計算	7	$\frac{(6)}{(5)}$		円
平均売上金額	8	(別表六(十)「10」)		
試験研究費割合	9	$\frac{(1)}{(8)}$		
割増前税額控除割合	10	$\frac{12}{100} + ((7) - \frac{8}{100}) \times 0.3$ (0.12未満の場合、(5) = 0の場合又は設立事業年度の場合は0.12)		
除割合の計算	11	(9) > 10%の場合の控除割増率 $((9) - \frac{10}{100}) \times 0.5$ (0.1を超える場合は0.1)		
税額控除割合	12	(10) + ((10) × (11)) (小数点以下3位未満切捨て) (0.17を超える場合は0.17)		
			当期税額基準額 (7) > 8%の場合 (9) > 10%の場合の特例加算割合 $((9) - \frac{10}{100}) \times 2$ (小数点以下3位未満切捨て) (0.1を超える場合は0.1)	15
			当期税額基準額 (14) × ((15)、(0.25 + (16))又は0.25)	17
			当期税額控除可能額 ((13)と(17)のうち少ない金額)	18
			調整前法人税額超過構成額 (別表六(六)「7の②」)	19
			法人税額の特別控除額 (18) - (19)	20

【No.25】1欄の金額は、申告調整額を加減算した税務上の金額となっていますか。
【No.25】試験研究費に充当する目的で他の者から支払を受けた金額がある場合、その金額を試験研究費の額から控除していますか。

【No.2】当事業年度に適用される別表を使用していますか。

令二・四・一以後終了事業年度分

試験研究を行った場合の法人税額の特別控除に
おける比較試験研究費の額及び平均売上金額の
計算に関する明細書

事業年度	:	:	法人名
------	---	---	-----

別表六(十)

比較試験研究費の額の計算			
事業年度又は連結事業年度	試験研究費の額	当期の月数 (1)の事業年度又は 連結事業年度の月数	改定試験研究費の額 (2) × (3)
1	2	3	4
調整対象年度	円		円
計			
比較試験研究費の額 (4の計) ÷ (調整対象年度数)		5	円
平均売上金額の計算			
事業年度又は連結事業年度	売上金額	当期の月数 (6)の事業年度又は 連結事業年度の月数	改定売上金額 (7) × (8)
6	7	8	9
売上調整年度	円		円
当期			
平均売上金額 (9の計) ÷ (1 + 売上調整年度数)		10	円

【No.26】 申告調整額を加減算した税務上の金額となっていますか。

【No.2】 当事業年度に適用される別表を使用していますか。

【No.27】 調整対象年度及び売上調整年度に試験研究費の額がない事業年度を含めて、5欄及び10欄の計算をしていますか。
【No.28】 合併等が行われた場合、比較試験研究費の額及び平均売上金額の調整を行っていますか。

【No.26】 当事業年度の改定売上金額を記載していますか。

令二・四・一以後終了事業年度分

特別試験研究費に係る法人税額の特別控除
に関する明細書

事業年度	:	:	法人名
------	---	---	-----

別表六十一

特 定 税 額 控 除 規 定 の 適 用 可 否		可	
(別表六(七)「3」、「7」若しくは「10」の要件のいずれかに該当する場合又は中小企業者若しくは農業協同組合等である場合)			
特別試験研究費の額 (14の計)	1	円	調整前法人税額 (別表一「2」又は別表一の三「2」若しくは「14」)
控除対象済特別試験研究費の額 (別表六(八)「3」)又は(別表六(九)「3」)	2		当期
差引対象特別試験研究費の額 (1)-(2)	3		100
同上のうち税額控除割合が30%である試験研究に係る特別試験研究費の額 (3)と(15)のうち少ない金額)	4		当期税額控除可能額 (6)と(8)のうち少ない金額)
(3)のうち税額控除割合が25%である試験研究に係る特別試験研究費の額 (3)-(4)と(16)のうち少ない金額)	5		調整前法人税額超過構成額 (別表六(六)「7の③」)
特別研究税額控除限度額 $(4) \times \frac{30}{100} + (5) \times \frac{25}{100} + ((3)-(4)-(5)) \times \frac{20}{100}$	6		法人税額の特別控除額 (9)-(10)
特 別 試 験 研 究 費 の 額 の 明 細			
措法第42条の4第7項各号の該当号	特別試験研究の内容		特別試験研究費の額
12	13		14
第1号・第2号・第3号			円
第1号・第2号・第3号			
第1号・第2号・第3号			
第1号・第2号・第3号			
第1号・第2号・第3号			
計			
(14の計)のうち(12)が第1号である試験研究に係る特別試験研究費の額	15		
(14の計)のうち(12)が第2号である試験研究に係る特別試験研究費の額	16		

令二・四・一以後終了事業年度分

【No.2】当事業年度に適用される別表を使用していますか。

【No.25】1欄の金額は、申告調整額を加減算した税務上の金額となっていますか。
【No.25】試験研究費に充当する目的で他の者から支払を受けた金額がある場合、その金額を特別試験研究費の額から控除していますか。

⑤ 欠損金又は災害損失金の損金算入等に関する明細書

別表七(一)

令二・四・一以後終了事業年度分

事業年度		区 分	控除未済欠損金額	当期控除額	翌期繰越額
			3	4	5
・	・	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失			
・	・	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失			
・	・	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失			
・	・	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失			
・	・	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失			
・	・	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失			
・	・	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失			
・	・	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失			
・	・	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失			
・	・	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失			
計					
当	欠	損 金 額		欠損金の繰戻し額	
期	上	(別表四「48の①」)			
分	同	災 害 損 失 金			
		青 色 欠 損 金			
合 計					
災 害 に よ り 生 じ た 損 失 の 額 の 計 算					
災	【No.29】 2 欄の金額は、欠損金控除前の所得金額の50/100相当額となっていますか。ただし、次に掲げる事業年度を除きます。				
災	① 当事業年度終了の時点における外国法人の資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下で一又は完全支配関係のある複数の大法人(資本金の額又は出資金の額が5億円以上の法人等)に発行済株式等の全部を保有されていない場合の事業年度(法第57条第11項第1号該当、法第142条第2項、法第142条の10)				
当	② 更生手続開始の決定の日からその更生計画認可の決定の日等以後7年を経過する日までの期間内の日の属する事業年度(株式が上場された等の事由が生じた日以後に終了する事業年度を除きます。)(法第57条第11項第2号該当、法第142条第2項、法第142条の10)				
災	③ 設立の日から同日以後7年を経過する日までの期間内の日の属する事業年度(株式が上場された等の事由が生じた日以後に終了する事業年度を除きます。)(法第57条第11項第3号該当、法第142条第2項、法第142条の10)				
保	【No.29】 別表一の三において、恒久的施設帰属所得とその他の国内源泉所得を区分して所得金額から欠損金を控除していますか。				
差	引				
同	上	の	う	ち	所
繰	戻	し	の	対	象
13					
中	間	申	告	に	お
14					
繰	戻	し	の	対	象
15					
繰	越	控	除	の	対
16					

【No.2】 当事業年度に適用される別表を使用していますか。

【No.3】 前事業年度からの繰越額は、前事業年度の申告書の金額と一致していますか。

【No.29】 2 欄の金額は、欠損金控除前の所得金額の50/100相当額となっていますか。ただし、次に掲げる事業年度を除きます。

- 当事業年度終了の時点における外国法人の資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下で一又は完全支配関係のある複数の大法人(資本金の額又は出資金の額が5億円以上の法人等)に発行済株式等の全部を保有されていない場合の事業年度(法第57条第11項第1号該当、法第142条第2項、法第142条の10)
- 更生手続開始の決定の日からその更生計画認可の決定の日等以後7年を経過する日までの期間内の日の属する事業年度(株式が上場された等の事由が生じた日以後に終了する事業年度を除きます。)(法第57条第11項第2号該当、法第142条第2項、法第142条の10)
- 設立の日から同日以後7年を経過する日までの期間内の日の属する事業年度(株式が上場された等の事由が生じた日以後に終了する事業年度を除きます。)(法第57条第11項第3号該当、法第142条第2項、法第142条の10)

【No.29】 別表一の三において、恒久的施設帰属所得とその他の国内源泉所得を区分して所得金額から欠損金を控除していますか。

③ 寄附金の損金算入に関する明細書

事年	業度	法人名
----	----	-----

別表十四(二)
令二・四・一以後終了事業年度分

公益法人等以外の法人の場合				公益法人等の場合					
一般寄附金の損金算入限度額の計算	支出した寄附金の額	1	円	損金算入	長期給付事業への繰入利子額	25	円		
	特定公益増進法人等に対する寄附金額	2			同上以外のみなし寄附金額	26			
	その他の寄附金額	3			【No.2】当事業年度に適用される別表を使用していますか。	計	(25) + (26) + (27)	28	
	計	4				所得金額仮計		29	
	完全支配関係がある法人に対する寄附金額	5			【No.39】恒久的施設帰属所得の計算において、10欄の期末の資本金等の額は、外国法人の資本金等の額にその外国法人の貸借対照表に計上されている総資産の帳簿価額のうちにその外国法人の恒久的施設を通じて行う事業に係る資産の帳簿価額の占める割合を乗じて計算した金額となっていますか。	所得金額仮計			
	計	6				計	(別表十四(二)付表「3」)		
	所得金額仮計	7			長期給付事業を行う共済組合等の損金算入限度額	33			
	寄附金支出前所得金額	8			損金算入限度額	34			
	同上の $\frac{2.5 \text{ 又は } 1.25}{100}$ 相当額	9			指定寄附金等の金額	35			
	期末の資本金等の額	10			国外関連者に対する寄附金額及び完全支配関係がある法人に対する寄附金額	36			
	同上の月数換算額	11			(28)の寄附金額のうち同上の寄附金以外の寄附金額	37			
	同上の $\frac{2.5}{1,000}$ 相当額	12			損金の額に算入されない金額	38			
	一般寄附金の損金算入限度額	13			国外関連者に対する寄附金額及び完全支配関係がある法人に対する寄附金額	39			
特定金定算入益寄附増進金の	14		計	40					
期末の資本金等の月の数換算額の	15		長期給付事業を行う共済組合等の損金算入限度額	(25)と融資額の年5.5%相当額のうち少ない金額					
特定公益増進法人等に対する寄附金の特別損金算入限度額	16		損金算入限度額	(31)、((31)と(32)のうち多い金額)又は((31)と(33)のうち多い金額)					
特定公益増進法人等に対する寄附金の損金算入額	17		指定寄附金等の金額	(41)の計					
指定寄附金等の金額	18		国外関連者に対する寄附金額及び本店等に対する内部寄附金額	(28) - (36)					
国外関連者に対する寄附金額及び本店等に対する内部寄附金額	19		損金不計算額	同上のうち損金の額に算入されない金額	(37) - (34) - (35)				
(4)の寄附金額のうち同上の寄附金以外の寄附金額	20		国外関連者に対する寄附金額及び本店等に対する内部寄附金額	(19)					
損金不計算額	21		完全支配関係がある法人に対する寄附金額	(5)					
同上のうち損金の額に算入されない金額	(20) - ((9)又は(13)) - (17) - (18)		計	(21) + (22) + (23)					
国外関連者に対する寄附金額及び本店等に対する内部寄附金額	(19)		指定寄附金等に関する明細						
完全支配関係がある法人に対する寄附金額	(5)		寄附した日	寄附先	告示番号	寄附金の使途	寄附金額		
計	(21) + (22) + (23)						41		
特定公益増進法人若しくは認定特定非営利活動法人等に対する寄附金又は認定特定公益信託に対する支出金の明細									
寄附した日又は支出した日	寄附先又は受託者	所在地	寄附金の使途又は認定特定公益信託の名称	寄附金額又は支出金額					
				42	円				
その他の寄附金のうち特定公益信託(認定特定公益信託を除く。)に対する支出金の明細									
支出した日	受託者	所在地	特定公益信託の名称	支出金額	円				

1

交際費等の損金算入に関する明細書

事業年度	：	：	法人名
------	---	---	-----

御 注 意

4 3 2 (2) (1) 「3」欄には、次の区分に応じ、それぞれ次の金額を記載します。
 1 「3」欄には、次の区分に応じ、それぞれ次の金額を記載します。
 (1) 法人（投資法人及び特定目的会社を除きます。）のうち期末の資本金の額又は出資金の額（資本金の額又は出資金の額が5億円以上である法人による完全支配関係がある法人など、法人税法第66条第6項第2号又は第3号に掲げる法人に該当するものを除きます。）が1億円以下のもの
 (2) 支出交際費等の額の明細書は、科目にとられず、交際費等に該当するものの全てを記載してください。
 措置法第61条の4第4項に規定する飲食費については、措置法施行規則第21条の18の4に規定する書類を保存する必要があります。
 税抜経理方式を適用している法人は、交際費等に係る消費税等の額のうち控除対象外消費税額等を9欄のうちに含めて損金不算入額を計算する必要があります。

支出交際費等の額 (8の計)	1	円	損金算入限度額 (2)又は(3)	4	円
支出接待飲食費損金算入基準額 (9の計) × $\frac{50}{100}$	2		損金不算入額 (1)-(4)	5	
中小法人等の定額控除限度額 (1)の金額又は800万円 × $\frac{1}{12}$ 相当額のうち少ない金額	3				

【No.2】当事業年度に適用される別表を使用していますか。

支出交際費等の額の明細

科 目	支 出 額	交際費等の額から 控除される費用の額	差引交際費等の額	(8)のうち接待 飲食費の額
交 際 費				
計				

【No.41】当事業年度終了の日における外国法人の資本金の額又は出資金の額に外国法人の総資産の価額のうちに占める国内にある資産及び国外にある資産(恒久的施設を通じて行う事業に係るものに限り)の価額の割合を乗じて計算した金額が100億円超の外国法人であるにもかかわらず、9欄の計算をしていませんか。また、この金額が1億円超の外国法人、又は一若しくは完全支配関係のある複数の大法人(資本金の額又は出資金の額が5億円以上の法人等)に発行済株式等の全部を保有されている外国法人であるにもかかわらず、3欄の計算をしていませんか。

【No.40】交際費等の額に係る控除対象外消費税額等を支出交際費等の額に含めていますか。

【No.40】接待飲食費の額に係る控除対象外消費税額等を9欄に含めていますか。

○ ○ ○

1

旧定率法又は定率法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書

事業年度又は連結事業年度	・	・	法人名	()
	・	・		

御 注 意

1 この表には、減価償却資産の耐用年数、種類等及び償却方法の異なるごとにまとめて別行にして、その合計額を記載できますが、(1)平成19年4月1日以後に取得をされた資産で定率法の適用を受けるもの、(2)当期の中途で事業の用に供した資産又は資本的支出、(3)措置法又は震災特例法による特別償却の規定の適用を受ける資産と区別して別行にして、記載してください。なお、(1)及び(2)の資産(3)の資産に該当するものを除きます。この「38」欄の金額については、耐用年数、種類等及び償却方法を同じくする他の資産の金額と通算して「40」欄及び「41」欄の金額を記載できます。

2 措置法又は震災特例法による特別償却の規定の適用を受ける場合には、「特別償却限度額の計算に関する付表」を添付してください。

資産の種類	2								
構造	3								
取得年月日	4								
事業の用に供した年月	5								
耐用年数	6								
取得価額又は製作価額	7	外	円外	円外	円外	円外	円外	円外	円
圧縮記帳による額	8								
立金計上額	9								
引取額	10								
償却計算の対象となる期末現在の帳簿記載金額	11								
期末現在の積立金の額	12								
積立金の期中取崩額	13	外△		外△		外△			
差引帳簿記載金額	14								
損金に計上した当期償却額	15	外		外		外		外	
前期から繰り越した償却超過額	16								
合	17								
前期から繰り越した特別償却不足額又は合併等特別償却不足額	18								
償却計算の基礎となる金額	19								
平成19年3月31日以前取得分の普通償却限度額等	20								
旧定率法の償却率	21		円		円		円		円
算出償却額	22	()	()	()	()	()	()	()	()
増加償却額	23								
計	24								
算出償却額	25								
平成19年4月1日以後取得分の普通償却限度額等	26		円		円		円		円
定率法の償却率	27								
調整前償却額	28		円		円		円		円
保証率	29								
償却保証額	30		円		円		円		円
改定取得価額	31								
改定償却率	32		円		円		円		円
改定償却額	33								
増加償却額	34	()							
計	35								
当期分の普通償却限度額等	36								
特別償却限度額	37								
特別償却限度額	38								
当期償却額	39								
償却不足額	40								
差引償却超過額	41								
前期からの繰越額	42	外							
当期償却不足によるもの	43								
積立金取崩しによるもの	44								
差引合計翌期への繰越額	45								
翌期に繰り越すべき特別償却不足額	46								
当期において切り捨てる特別償却不足額又は合併等特別償却不足額	47								
差引翌期への繰越額	48								
翌期繰越額の内訳	49								
当期分不足額	50								
格組再編成により引き継ぐべき合併等特別償却不足額	51								
備考									

【No.42】平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物並びに鉱業用減価償却資産のうち建物、建物附属設備及び構築物の償却方法について、定率法を適用していませんか。

【No.2】当事業年度に適用される別表を使用していますか。

【No.43】中小企業者等又は特定中小企業者等に該当しない外国法人であるにもかかわらず、これらに該当しないと適用できない特別償却を適用していませんか。
 【No.44】特別償却の適用を受けた資産について、措法による圧縮記帳及び他の特別償却を重複適用していませんか。
 【No.45】特別償却の制度ごとに適用すべき基準取得価額割合及び償却率によって計算していますか。

【No.3】前事業年度からの繰越額は、前事業年度の申告書の金額と一致していますか。

外国法人の本店等との間の内部取引の状況等に関する明細書

事業年度	：	：	法人名
------	---	---	-----

別表十七の三(三)

令二・四・一以後開始事業年度分

【御注意】
321 「外国法人の営業収益等」の各欄には、「外国法人の営業収益等」の名称には、内部取引の相手方である外国法人の本店等の名称を、通称や略称ではなく正式名称により記載します。「所在地」には、内部取引の相手方である外国法人の本店等の所在地を国名及び都市名を含めて記載します。

外 国 法 人 の 営 業 収 益 等	営業収益又は売上高	(百万円)	営業利益	(百万円)	
	営業費用	原 価	(百万円)	税引前当期利益	(百万円)
		販売費用一般	(百万円)		(百万円)
名	【No.46】内部取引がある場合、自社の直近事業年度の営業収益等、内部取引の相手方である本店等の名称等及び当該内部取引の状況等について記載していますか（取引には対価の授受がないものも含まれます。）。						
所 在							
外 国 法 人 の 本 店 等 と の 間 の 内 部 取 引 の 状 況 等	棚卸資産の対価	受 取	百万円	百万円	百万円		
		支 払					
		算定方法					
	役務提供の対価	受 取	百万円	百万円	百万円		
		支 払					
		算定方法					
	有形固定資産の使用	受 取	百万円	百万円	百万円		
		支 払					
		算定方法					
	無形資産の対価	受 取	百万円	百万円	百万円		
		支 払					
		算定方法					
無形資産の使用料	受 取	百万円	百万円	百万円			
	支 払						
	算定方法						
貸付金の利息又は借入金の利息	受 取	百万円	百万円	百万円			
	支 払						
	算定方法						
	受 取	百万円	百万円	百万円			
	支 払						
	算定方法						
事前確認の有無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無			

【No.2】当事業年度に適用される別表を使用していますか。

国外関連者に関する明細書

事業年度 又は連結 事業年度	：	：	法人名	()
----------------------	---	---	-----	-----

別表十七(四)

【御注意】
21 「名称」には、「名称」には、国外関連者の名称を、「通称や略称ではなく正式名称により記載します(会社等の組織区分については、略称で構いません)。」から「利益剰余金」までの各欄には、これらの欄に記載した金額に係る通貨の単位を併せて表示してください。

国外 関連 者の 名称 等	名 称				
	本 た る 所 在 地	国 名 又 は 地 域 名			
		所 在 地			
	主 たる 事 業				
	従 業 員 の 数				
	資本金の額又は出資金の額				
	特殊の関係の区分		第 該当第	第 該当第	第 該当第
	株式等の保有割合	保 有	(内 %) %	(内 %) %	(内 %) %
		被 保 有	(内 %) %	(内 %) %	(内 %) %
		同一の者による 国外関連者の株式 等の保有	(内 %) %	(内 %) %	(内 %) %
直 近 事 業 年 度 の 営 業 収 益 等	事 業 年 度		：	：	
	営 業 収 益 又 は 売 上 高		(百万円)	(百万円)	(百万円)
	営 業 費 用	原 価	(百万円)	(百万円)	(百万円)
		販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	(百万円)	(百万円)	(百万円)
	営 業 利 益		(百万円)	(百万円)	(百万円)
	税 引 前 当 期 利 益		(百万円)	(百万円)	(百万円)
	利 益 剰 余 金		(百万円)	(百万円)	(百万円)
国 外 関 連 者 と の 取 引 状 況 等	棚 卸 資 産 の 受 取 支 払 算 定 方 法	受 取	百万円	百万円	百万円
		支 払			
	役 務 提 供 の 受 取 支 払 算 定 方 法	受 取	百万円	百万円	百万円
		支 払			
	有 形 固 定 資 産 の 使 用 料 の 受 取 支 払 算 定 方 法	受 取	百万円	百万円	百万円
		支 払			
	無 形 資 産 の 使 用 料 の 受 取 支 払 算 定 方 法	受 取	百万円	百万円	百万円
		支 払			
	貸 付 金 の 利 息 又 は 借 入 金 の 利 息 の 受 取 支 払 算 定 方 法	受 取	百万円	百万円	百万円
		支 払			
事 前 確 認 の 有 無	受 取	百万円	百万円	百万円	
	支 払				
事 前 確 認 の 有 無		有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	

【No.47】 国外関連者との取引がある場合、取引がある全ての国外関連者の名称、国外関連者の直近事業年度の営業収益等及び国外関連者との取引状況等について記載していますか（取引には対価の授受がないものも含まれます。）。

【No.2】 当事業年度に適用される別表を使用していますか。

令二・四・一以後開始事業年度又は連結事業年度分

貸借対照表 (令和3年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	【No.18】別表五(二)の41欄の金額と一致していますか。	流動負債	
現金		支払手形	
受取手形		買掛金	
		未払費用	
	【No.13】任意引当金、繰延税金資産(負債)等の金額は、別表五(一)の④欄の金額と一致していますか。	短期借入金	
仕掛品		未払法人税等	
材料		賞与引当金	
貯蔵品		製品保証引当金	
短期貸付金		未払消費税額等	
前払費用		固定負債	
繰延税金資産		長期借入金	
その他		社 債	
貸倒引当金		退職給付引当金	
		役員退職引当金	
固定資産		繰延税金負債	
有形固定資産		負債合計	
建物		(純資産の部)	
建物附属設備		株主資本	
機械及び装置		資本金	
車両及び運搬具		資本剰余金	
土地		資本準備金	
建物仮勘定		その他資本剰余金	
無形固定資産		利益剰余金	
借地権		利益準備金	
施設利用権		その他利益剰余金	
営業権		×××準備金	
投資その他の資産		〇〇〇積立金	
投資有価証券		別途積立金	
長期貸付金		繰越利益剰余金	
前払年金費用		自己株式	
貸倒引当金		評価・換算差額等	
		その他有価証券評価差額金	
資産合計		純資産合計	
		負債及び純資産合計	

【No.59】貸借対照表と法人税申告書別表五(一)の未払(未収)消費税額等の合計額は、消費税及び地方消費税の申告書第一表②欄の金額と一致していますか(各月ごとに申告及び納付している外国法人の場合、その合計額に決算月の前月分の納付(還付)税額を調整した金額と一致していますか。)

損益計算書 (自令和2年4月1日至令和3年3月31日)

科 目	金 額
営業収益	
売上高	
営業費用	
売上原価	
販売費及び一般管理費	
営業利益	
営業外収益	
営業外費用	
支払利息	
経常利益	
特別利益	
固定資産売却益	
特別損失	
有価証券評価損	
減損損失	
ゴルフ会員権評価損	
貸倒損失	
税引前当期純利益	
法人税、住民税及び事業税	
法人税等調整額	
当期純利益	

【No.49】 損金の額に算入されない租税公課、罰料金等の額を別表四で加算していますか。

【No.48】 有価証券若しくはゴルフ会員権等の評価損又は減損損失の額のうち、税務上損金の額に算入されない金額を別表四で加算していますか。

G K 0 3 0 4

第3-(1)号様式

令和 年 月 日	税務署長殿	一 通 番 号	翌年以降 <input type="checkbox"/>
納 税 地	<p>【No.58】 法人税申告書別表四の加減算項目中、消費税法上課税取引となるものについて、消費税及び地方消費税の申告書において調整を行っていますか。</p> <p>【No.60】 課税仕入れに係る消費税額が全額控除できず、資産に係る控除対象外消費税額等を損金の額に算入している場合、法人税申告書別表十六(十)を添付していますか。</p>		
(フリガナ) 名 称 又は 屋号			
個人番号 又は 法人番号			
(フリガナ) 代表者氏名 又は 氏名	理 欄	指 導 年 月 日	書 類 通知カード・運転免許証 その他()
		相 談 区分1 区分2 区分3	

第一表 令和元年十月一日以後終了課税期間分(一般用)

自 平成 年 月 日
令和 年 月 日

課税期間分の消費税及び地方消費税の()申告書

（中間申告 自 平成 年 月 日
令和 年 月 日
の場合の
対象期間 至 令和 年 月 日
令和 年 月 日）

この申告書による消費税の税額の計算		付 割 賦 基 準 の 適 用 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	31
課 税 標 準 額 ①			32
消 費 税 額 ②			33
控 除 過 大 調 整 税 額 ③			34
控 除 税 額	控 除 対 象 仕 入 税 額 ④		35
	返 還 等 対 価 に 係 る 税 額 ⑤		36
貸 倒 れ に 係 る 税 額 ⑥			37
控 除 税 額 小 計 (④+⑤+⑥) ⑦			38
控 除 不 足 還 付 税 額 (⑦-②-③) ⑧			13
差 引 税 額 (②+③-⑦) ⑨		0 0	15
中 間 納 付 税 額 ⑩		0 0	16
納 付 税 額 (⑨-⑩) ⑪		0 0	17
中 間 納 付 還 付 税 額 (⑩-⑨) ⑫		0 0	18
この申告書 が修正申告 である場合	既 確 定 税 額 ⑬		19
	差 引 納 付 税 額 ⑭		20
課 税 売 上 割 合	課 税 資 産 の 譲 渡 等 の 対 価 の 額 ⑮		21
	資 産 の 譲 渡 等 の 対 価 の 額 ⑯		22
この申告書による地方消費税の税額の計算			
地 方 消 費 税 の 課 税 標 準 と なる 消 費 税 額	控 除 不 足 還 付 税 額 ⑰		51
	差 引 税 額 ⑱		52
還 付 税 額 ⑲			53
納 付 税 額 ⑳		0 0	54
中 間 納 付 還 付 税 額 ㉑		0 0	55
納 付 還 付 税 額 (㉑-㉒) ㉒			56
中 間 納 付 還 付 還 付 税 額 (㉑-㉒) ㉓			57
この申告書 が修正申告 である場合	既 確 定 還 付 税 額 ㉔		58
	差 引 納 付 還 付 税 額 ㉕		59
消 費 税 及 び 地 方 消 費 税 の 合 計 (納 付 又 は 還 付) 税 額 ㉖			60

【No.50】 ①欄の金額は、附表2-1①のD欄、E欄(X欄に金額がある場合、附表2-2の各欄)又は2-3①のA欄、B欄の金額のそれぞれ1,000円未満切捨て後の金額の合計額と一致していますか(⑤欄又は附表2-1若しくは2-3①の各欄に記載がある場合、返還等対価の額に相当する金額又は特定課税仕入れに係る支払対価の額が加算されていますか。)

【No.57】 ⑩欄及び㉑欄の金額について、それぞれの金額の配賦誤りや、中間申告11回目分の記載漏れはありませんか。

【No.59】 ㉖欄の金額は、貸借対照表と法人税申告書別表五(一)の未払(未収)消費税額等の合計額と一致していますか(各月ごとに申告及び納付している外国法人の場合、その合計額に決算月の前月分の納付(還付)税額を調整した金額と一致していますか。)

㉖ = (⑪+㉒) - (⑧+⑬+⑭+⑯) · 修正申告の場合
㉖が還付税額となる場合はマイナス「-」を付す

G K 0 6 0 1

第3-(2)号様式

課税標準額等の内訳書

整理番号

納税地	(電話番号 - -)
(フリガナ) 名称 又は屋号	
(フリガナ) 代表者氏名 又は氏名	

改正法附則による税額の特例計算			
軽減売上割合(10営業日)	<input type="radio"/>	附則38①	51
小売等軽減仕入割合	<input type="radio"/>	附則38②	52
小売等軽減売上割合	<input type="radio"/>	附則39①	53

第二表

令和元年十月一日以後終了課税期間分

自 平成 年 月 日
至 令和 年 月 日

課税期間分の消費税及び地方消費税の()申告書

(中間申告 自 平成 年 月 日
の場合の
対象期間 至 令和 年 月 日)

課税標準額	①	十 兆 千 百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 円	0 0 0 01
-------	---	-----------------------------	----------

※申告書(第一表)の①欄へ

課税資産の譲渡等の対価の額の合計額	3%適用分	②		02
	4%適用分	③		03
	6.3%適用分	④		04
	6.24%適用分	⑤		05
	7.8%適用分	⑥		06
特定課税仕入れに係る支払対価の額の合計額 (注1)	6.3%適用分	⑧		11
	7.8%適用分	⑨		12
		⑩		13

【No.55】課税売上割合が95%未満であり、かつ、特定課税仕入れ(例えば、国外事業者が行うネット広告の配信等)がある場合、⑧~⑩欄に特定課税仕入れに係る支払対価の額を記載していますか。

消費税額	⑪		21	
⑪の内訳	3%適用分	⑫		22
	4%適用分	⑬		23
	6.3%適用分	⑭		24
	6.24%適用分	⑮		25
	7.8%適用分	⑯		26

※申告書(第一表)の②欄へ

返還等対価に係る税額	⑰		31	
⑰の内訳	売上げの返還等対価に係る税額	⑱		32
	特定課税仕入れの返還等対価に係る税額 (注1)	⑲		33

※申告書(第一表)の⑤欄へ

地方消費税の課税標準となる消費税額 (注2)	4%適用分	⑳		41	
	6.3%適用分	㉑		42	
	6.24%及び7.8%適用分		㉒		43
			㉓		44

(注1) ⑧~⑩及び⑱欄は、一般課税により申告する場合で、課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載します。
(注2) ㉑~㉓欄が還付税額となる場合はマイナス「-」を付けてください。

第4-(1)号様式

付表1-1 税率別消費税額計算表 兼 地方消費税の課税標準となる消費税額計算表
〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕

一般

課税期間		・ ・ ・ ・	氏名又は名称			
区分		旧税率分小計 X	税率6.24%適用分 D	税率7.8%適用分 E	合計 F (X+D+E)	
課税標準額	①	(付表1-2の①X欄の金額) 円 000	円 000	円 000	※第二表の①欄へ 円 000	
①課税資産の譲渡等の対価の額	①	(付表1-2の①-1X欄の金額)	※第二表の⑤欄へ	※第二表の⑥欄へ	※第二表の⑦欄へ	
	②	(付表1-2の①-2X欄の金額)	※①-2欄は、課税完了割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載する。	※第二表の④欄へ	※第一表の⑩欄へ	
消費税額	②	(付表1-2の②X欄の金額)	※第一表の⑮欄へ	※第一表の⑯欄へ	※第一表の⑰欄へ	
控除過大調整税額	③	(付表1-2の③X欄の金額)	(付表2-1の⑳・㉑D欄の合計金額)	(付表2-1の㉒・㉓E欄の合計金額)	※第一表の③欄へ	
控除税額	控除対象仕入税額	④	(付表1-2の④X欄の金額)	(付表2-1の㉔D欄の金額)	(付表2-1の㉕E欄の金額)	※第一表の④欄へ
	返還等対価に係る税額	⑤	(付表1-2の⑤X欄の金額)			
	⑤売上げの返還等対価に係る税額	⑤	(付表1-2の⑤-1X欄の金額)			
	⑤特定課税仕入れの返還等対価に係る税額	⑤	(付表1-2の⑤-2X欄の金額)			
	⑥貸倒れに係る税額	⑥	(付表1-2の⑥X欄の金額)			※第一表の⑥欄へ
	控除税額小計 (④+⑤+⑥)	⑦	(付表1-2の⑦X欄の金額)			※第一表の⑦欄へ
控除不足還付税額 (⑦-②-③)	⑧	(付表1-2の⑧X欄の金額)	※①E欄へ	※①E欄へ		
差引税額 (②+③-⑦)	⑨	(付表1-2の⑨X欄の金額)	※②E欄へ	※②E欄へ		
合計差引税額 (⑨-⑧)	⑩				※マイナスの場合は第一表の⑧欄へ ※プラスの場合は第一表の⑨欄へ	
地方消費税の課税標準となる消費税額	控除不足還付税額	⑪	(付表1-2の⑪X欄の金額)	(⑧D欄と⑧E欄の合計金額)		
	差引税額	⑫	(付表1-2の⑫X欄の金額)	(⑨D欄と⑨E欄の合計金額)		
合計差引地方消費税の課税標準となる消費税額 (⑫-⑪)	⑬	(付表1-2の⑬X欄の金額)		※第二表の⑳欄へ	※マイナスの場合は第一表の⑩欄へ ※プラスの場合は第一表の⑪欄へ ※第一表の⑫欄へ	
譲渡割額	還付額	⑭	(付表1-2の⑭X欄の金額)	(⑩E欄×22/78)		
	納税額	⑮	(付表1-2の⑮X欄の金額)	(⑩E欄×22/78)		
合計差引譲渡割額 (⑮-⑭)	⑯				※マイナスの場合は第一表の⑩欄へ ※プラスの場合は第一表の⑪欄へ	

【No.54】⑥のD欄、E欄は、貸倒れに係る売掛金等の額(税込額)の6.24/108、7.8/110相当額を、⑥X欄は、付表1-2⑥のA欄、B欄、C欄の貸倒れに係る売掛金等の額(税込額)の3/103、4/105、6.3/108相当額の合計額を記載していますか。
【No.54】不課税又は非課税取引(金銭の貸付け等)に係る貸倒れについて控除の対象としていませんか。

注意 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。
2 旧税率が適用された取引がある場合は、付表1-2を作成してから当該付表を作成する。

第4-(5)号様式

付表1-2 税率別消費税額計算表 兼 地方消費税の課税標準となる消費税額計算表
〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕

一般

課税期間		. . . ~ . . .		氏名又は名称	
区分		税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率6.3%適用分 C	旧税率分小計 X (A+B+C)
課税標準額 ①		円 000	円 000	円 000	円 ※付表1-1の①X欄へ 000
① 課税資産の譲渡等の対価の額	①	※第二表の②欄へ	※第二表の③欄へ	※第二表の④欄へ	※付表1-1の①-1X欄へ
	①-1				
内 特定課税仕入れに係る支払対価の額	①-2	※①-2欄は、課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載する。		※第二表の③欄へ	※付表1-1の①-2X欄へ
	①-2				
消費税額 ②		※第二表の⑩欄へ	※第二表の⑪欄へ	※第二表の⑫欄へ	※付表1-1の②X欄へ
控除過大調整税額 ③		(付表2-2の⑮・⑯A欄の合計金額)	(付表2-2の⑮・⑯B欄の合計金額)	(付表2-2の⑮・⑯C欄の合計金額)	※付表1-1の③X欄へ
控 除 対 象 仕 入 税 額 ④	④	(付表2-2の⑰A欄の金額)	(付表2-2の⑰B欄の金額)	(付表2-2の⑰C欄の金額)	※付表1-1の④X欄へ
	④				
返 還 等 対 価 に 係 る 税 額 ⑤	⑤				
	⑤				
内 売 上 げ の 返 還 等 対 価 に 係 る 税 額 ⑤-1	⑤-1				
	⑤-1				
内 特定課税仕入れの返還等対価に係る税額 ⑤-2	⑤-2	※⑤			
	⑤-2				
貸倒れに係る税額 ⑥					※付表1-1の⑥X欄へ
控除税額小計 (④+⑤+⑥) ⑦					※付表1-1の⑦X欄へ
控除不足還付税額 (⑦-②-③) ⑧			※⑩B欄へ	※⑫C欄へ	※付表1-1の⑧X欄へ
差引税額 (②+③-⑦) ⑨			※⑩B欄へ	※⑫C欄へ	※付表1-1の⑨X欄へ
合計差引税額 (⑨-⑧) ⑩					
地方と消費税率の異なる消費税率組	控除不足還付税額 ⑪		(⑧B欄の金額)	(⑧C欄の金額)	※付表1-1の⑪X欄へ
	差引税額 ⑫		(⑨B欄の金額)	(⑨C欄の金額)	※付表1-1の⑫X欄へ
合計差引地方消費税の課税標準となる消費税額 (⑫-⑪) ⑬			※第二表の⑲欄へ	※第二表の⑲欄へ	※付表1-1の⑬X欄へ
譲渡還付額 ⑭	⑭		(⑩B欄×25/100)	(⑩C欄×17/63)	※付表1-1の⑭X欄へ
	⑭				
割納税額 ⑮	⑮		(⑩B欄×25/100)	(⑩C欄×17/63)	※付表1-1の⑮X欄へ
	⑮				
合計差引譲渡割額 (⑮-⑭) ⑯					

【No.54】 ⑥X欄は、⑥のA欄、B欄、C欄の貸倒れに係る売掛金等の額（税込額）の3/103、4/105、6.3/108相当額の合計額を記載していますか。
【No.54】 不課税又は非課税取引（金銭の貸付け等）に係る貸倒れについて控除の対象としていませんか。

注意 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。
2 旧税率が適用された取引がある場合は、当該付表を作成してから付表1-1を作成する。

第4-(9)号様式

付表1-3 税率別消費税額計算表 兼 地方消費税の課税標準となる消費税額計算表

一般

課税期間		・ ・ ・ ・	氏名又は名称		
区	分	税率 6.24 % 適用分 A	税率 7.8 % 適用分 B	合計 C (A+B)	
課税標準額	①	円 000	円 000	円 000	
① 課税資産の譲渡等 の 対価の額	① ・ 1	※第二表の⑤欄へ	※第二表の⑥欄へ	※第二表の⑦欄へ	
	① ・ 2	※①-2欄は、課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載する。	※第二表の⑨欄へ	※第二表の⑩欄へ	
内 訳 特定課税仕入れに 係る支払対価の額	① ・ 2				
消費税額	②	※第二表の⑬欄へ	※第二表の⑭欄へ	※第二表の⑮欄へ	
控除過大調整税額	③	(付表2-3の⑳・㉑A欄の合計金額)	(付表2-3の⑳・㉑B欄の合計金額)	※第一表の③欄へ	
控 除 税 額	控除対象仕入税額	④	(付表2-3の㉒A欄の金額)	(付表2-3の㉒B欄の金額)	※第一表の④欄へ
	返還等対価に係る税額	⑤			※第二表の⑰欄へ
⑤ 売上げの返還等 の 対価に係る税額	⑤ ・ 1				
	⑤ ・ 2	※⑤-2			
内 訳 特定課税仕入れ の返還等対価 に係る税額	⑤ ・ 2				
貸倒れに係る税額	⑥			※第一表の⑥欄へ	
控除税額小計 (④+⑤+⑥)	⑦			※第一表の⑦欄へ	
控除不足還付税額 (⑦-②-③)	⑧			※第一表の⑧欄へ	
差引税額 (②+③-⑦)	⑨			※第一表の⑨欄へ	
地方と 消費 税の 課税 標準 額	控除不足還付税額 (⑧)	⑩		※第一表の⑩欄へ ※マイナス「-」を付して第二表の㉔及び㉕欄へ	
差引税額 (⑨)	⑪			※第一表の⑪欄へ ※第二表の㉔及び㉕欄へ	
還付額	⑫			(⑩C欄×22/78) ※第一表の⑫欄へ	
割納税額	⑬			(⑪C欄×22/78) ※第一表の⑬欄へ	
額				00	

【No.54】 ⑥のA欄、B欄は、貸倒れに係る売掛金等の額（税込額）の6.24/108、7.8/110相当額を記載していますか。
【No.54】 不課税又は非課税取引（金銭の貸付け等）に係る貸倒れについて控除の対象としていませんか。

注意 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。

第4-(2)号様式

付表2-1 課税売上割合・控除対象仕入税額等の
〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む〕

課税期間		・	・	～
項 目				
課税売上額（税抜き）	①			
免税売上額	②			
非課税資産の輸出等の金額、 海外支店等へ移送した資産の 価額	③			
課税資産の譲渡等の対価の額（①+②+③）	④			
課税資産の譲渡等の対価の額（④の金額）	⑤			
非課税売上額	⑥			
資産の譲渡等の対価の額（⑤+⑥）	⑦			
課税売上割合（④/⑦）	⑧			※付表2-2の⑧X欄へ [%]
課税仕入れに係る支払対価の額（税込み）	⑨			（付表2-2の⑨X欄の金額）
課税仕入れに係る消費税額	⑩			（付表2-2の⑩X欄の金額） （⑩D欄×6.24/108） （⑩E欄×7.8/110）
特定課税仕入れに係る支払対価の額	⑪			（付表2-2の⑪X欄の金額） ※⑪及び⑫欄は、課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載する。
特定課税仕入れに係る消費税額	⑫			（付表2-2の⑫X欄の金額）
課税貨物に係る消費税額	⑬			（付表2-2の⑬X欄の金額）
納税義務の免除を受けない（受ける） こととなった場合における消費税額 の調整（加算又は減算）額	⑭			（付表2-2の⑭X欄の金額）
課税仕入れ等の税額の合計額 （⑩+⑫+⑬±⑭）	⑮			（付表2-2の⑮X欄の金額）
課税売上高が5億円以下、かつ、 課税売上割合が95%以上の場合 （⑮の金額）	⑯			（付表2-2の⑯X欄の金額）
課税売上高が5億円超の場合	⑯のうち、課税売上げにのみ要するもの	⑰		（付表2-2の⑰X欄の金額）
	⑯のうち、課税売上げと非課税売上げに 共通して要するもの	⑱		（付表2-2の⑱X欄の金額）
	個別対応方式により控除する 課税仕入れ等の税額 〔⑰+⑱×④/⑦〕	⑲		（付表2-2の⑲X欄の金額）
一括比例配分方式により控除する課税仕入れ 等の税額（⑮×④/⑦）	⑳			（付表2-2の⑳X欄の金額）
課税売上割合変動時の調整対象固定資産に係る 消費税額の調整（加算又は減算）額	調整対象固定資産を課税業務用（非課税業務用） に転用した場合の調整（加算又は減算）額	㉑		（付表2-2の㉑X欄の金額）
	調整対象固定資産を課税業務用（非課税業務用） に転用した場合の調整（加算又は減算）額	㉒		（付表2-2の㉒X欄の金額）
	居住用賃貸建物を課税賃貸用 に供した（譲渡した）場合の加算額	㉓		（付表2-2の㉓X欄の金額）
控除対象仕入税額 差引	控除対象仕入税額 〔（⑯、⑰又は⑱の金額）±㉑±㉒±㉓〕がプラスの時	㉔		（付表2-2の㉔X欄の金額） ※付表1-1の④D欄へ ※付表1-1の④E欄へ
	控除過大調整税額 〔（⑯、⑰又は⑱の金額）±㉑±㉒±㉓〕がマイナスの時	㉕		（付表2-2の㉕X欄の金額） ※付表1-1の③D欄へ ※付表1-1の③E欄へ
	貸倒回収に係る消費税額	㉖		（付表2-2の㉖X欄の金額） ※付表1-1の③D欄へ ※付表1-1の③E欄へ

【No.50】 申告書第一表①欄の金額は、付表2-1①のD欄、E欄（X欄に金額がある場合、付表2-2の各欄）の金額のそれぞれ1,000円未満切捨て後の金額の合計額と一致していますか（申告書第一表⑤欄又は付表2-1⑩の各欄に記載がある場合、返還等対価の額に相当する金額又は特定課税仕入れに係る支払対価の額が加算されていますか。）。

【No.50】 本店等との間の内部取引は資産の譲渡等に含まれません。

【No.51】 非居住者から受け取る利子等（他の外国法人に対する貸付金や外国債券から生じる利子等）の額がある場合、その金額を③F欄に記載していますか。

【No.52】 ⑥F欄の金額には、有価証券の譲渡対価の5%に相当する金額、土地等の譲渡対価の金額及び受取利子の金額を含めていますか。

【No.56】 課税売上割合が95%未満であり、かつ、特定課税仕入れがある場合、⑫E欄は、⑪E欄の金額に7.8/100を乗じた金額を記載していますか（又は、⑫X欄は、付表2-2⑪C欄の金額に6.3/100を乗じた金額を記載していますか。）。

【No.53】 課税売上高が5億円超又は課税売上割合が95%未満であるにもかかわらず、課税仕入れに係る消費税額を全額控除していませんか。

注意 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。
2 旧税率が適用された取引がある場合は、付表2-2を作成してから当該付表を作成する。
3 ⑯及び⑰欄には、値引き、割引、割引など仕入対価の返還等の金額がある場合（仕入対価の返還等の金額を仕入金額から直接減額している場合を除く。）には、その金額を控除した後の金額を記載する。

第4-(6)号様式

付表2-2 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表
〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕

一般

課税期間		・ ・ ・ ・	氏名又は名称			
項目		税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率6.3%適用分 C	旧税率分小計X (A+B+C)	
課税売上額(税抜き)	①	円	円	円	※付表2-1の①X欄へ	
免税売上額	②					
非課税資産の輸出等の金額、 海外支店等へ移送した資産の価額	③					
課税資産の譲渡等の対価の額(①+②+③)	④				(付表2-1の④F欄の金額)	
課税資産の譲渡等の対価の額(④の金額)	⑤					
非課税売上額	⑥					
資産の譲渡等の対価の額(⑤+⑥)	⑦				(付表2-1の⑦F欄の金額)	
課税売上割合(④/⑦)	⑧				[%] ※端数の捨て	
課税仕入れに係る支払対価の額(税込み)	⑨				※付表2-1の⑨X欄へ	
課税仕入れに係る消費税額	⑩	(⑨A欄×3/103)	(⑨B欄×4/105)	(⑨C欄×6.3/108)	※付表2-1の⑩X欄へ	
特定課税仕入れに係る支払対価の額	⑪	※⑩及び⑫欄は、課税売上割合が95%未満かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載する。			※付表2-1の⑪X欄へ	
特定課税仕入れに係る消費税額	⑫			(⑪C欄×6.3/100)	※付表2-1の⑫X欄へ	
課税貨物に係る消費税額	⑬				※付表2-1の⑬X欄へ	
納税義務の免除を受けない(受ける) こととなった場合における消費税額の 調整(加算又は減算)額	⑭				※付表2-1の⑭X欄へ	
課税仕入れ等の税額の合計額 (⑩+⑫+⑬+⑭)	⑮				※付表2-1の⑮X欄へ	
課税売上高が5億円以下、かつ、 課税売上割合が95%以上の場合 (⑮の金額)	⑯					
課5課95 税億% 売未 売円 上満 上超 割の 高又 がは合 除の 税調 額整	個別 対応 方式	⑯のうち、課税売上げにのみ要するもの	⑰			※付表2-1の⑰X欄へ
	一括 比例 配分 方式	⑯のうち、課税売上げと非課税売上げに 共通して要するもの	⑱			※付表2-1の⑱X欄へ
		個別対応方式により控除する 課税仕入れ等の税額 〔⑰+(⑱×④/⑦)〕	⑲			※付表2-1の⑲X欄へ
	一括 比例 配分 方式	一括比例配分方式により控除する課税仕入れ 等の税額 (⑱×④/⑦)	⑳			※付表2-1の⑳X欄へ
控除 調 整 額	課税売上割合変動時の調整対象固定資産に係る 消費税額の調整(加算又は減算)額	㉑			※付表2-1の㉑X欄へ	
	調整対象固定資産を課税業務用(非課税業務用) に転用した場合の調整(加算又は減算)額	㉒			※付表2-1の㉒X欄へ	
	居住用賃貸建物を課税賃貸用 に供した(譲渡した)場合の加算額	㉓			※付表2-1の㉓X欄へ	
差 引	控除対象仕入税額 〔(⑰、⑲又は⑳の金額)±㉑±㉒+㉓〕がプラスの時	㉔	※付表1-2の④A欄へ	※付表1-2の④B欄へ	※付表1-2の④C欄へ	※付表2-1の④X欄へ
	控除過大調整税額 〔(⑰、⑲又は⑳の金額)±㉑±㉒+㉓〕がマイナスの時	㉕	※付表1-2の⑤A欄へ	※付表1-2の⑤B欄へ	※付表1-2の⑤C欄へ	※付表2-1の⑤X欄へ
貸倒回収に係る消費税額	㉖				※付表1-2の⑥A欄へ	

【No.53】課税売上高が5億円超又は課税売上割合が95%未満であるにもかかわらず、課税仕入れに係る消費税額を全額控除していませんか。

注意 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。
2 旧税率が適用された取引がある場合は、当該付表を作成してから付表2-1を作成する。
3 ④、⑤及び⑥のX欄は、付表2-1のF欄を計算した後に記載する。
4 ⑤及び⑥欄には、値引き、割戻し、割戻きなど仕入対価の返還等の金額がある場合(仕入対価の返還等の金額を仕入金額から直接控除している場合を除く。)には、その金額を控除した後の金額を記載する。
(R2.4.1以後終了課税期間用)

第4-(10)号様式

付表2-3 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算書

課税期間		. . . ~	
項目		税率	
課税売上額(税抜き) ①			
免税売上額 ②			
非課税資産の輸出等の金額、 海外支店等へ移送した資産の価額 ③			
課税資産の譲渡等の対価の額(①+②+③) ④			
課税資産の譲渡等の対価の額(④の金額) ⑤			
非課税売上額 ⑥			
資産の譲渡等の対価の額(⑤+⑥) ⑦			
課税売上割合(④/⑦) ⑧			[%] ※端数切捨て
課税仕入れに係る支払対価の額(税込み) ⑨			
課税仕入れに係る消費税額 ⑩		⑩A欄×6.24/108	⑩B欄×7.8/110
特定課税仕入れに係る支払対価の額 ⑪		※⑪及び⑫欄は、課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載する。	
特定課税仕入れに係る消費税額 ⑫			⑫B欄×7.8/100
課税貨物に係る消費税額 ⑬			
納税義務の免除を受けない(受ける) こととなった場合における消費税額 の調整(加算又は減算)額 ⑭			
課税仕入れ等の税額の合計額 (⑩+⑫+⑬±⑭) ⑮			
課税売上高が5億円以下、かつ、 課税売上割合が95%以上の場合 (⑮の金額) ⑯			
課5課95 税億 税% 売未 売円 上満 上超 割の 高又 合場 がは が合 控の 除調 税 額整 差 引	⑯のうち、課税売上げにのみ要するもの ⑰		
	⑯のうち、課税売上げと非課税売上げに 共通して要するもの ⑱		
	個別対応方式により控除する 課税仕入れ等の税額 〔⑰+(⑱×4/7)〕 ⑲		
一括比例配分方式により控除する課税仕入れ 等の税額(⑮×4/7) ⑳			
課税売上割合変動時の調整対象固定資産に係る 消費税額の調整(加算又は減算)額 ㉑			
調整対象固定資産を課税業務用(非課税業務用) に転用した場合の調整(加算又は減算)額 ㉒			
居住用賃貸建物を課税賃貸用 に供した(譲渡した)場合の加算額 ㉓			
控除対象仕入税額 〔(⑯、⑲又は⑳)の金額±㉑±㉒±㉓〕がプラスの時 ㉔	※付表1-3の④A欄へ	※付表1-3の④B欄へ	
控除過大調整税額 〔(⑯、⑲又は⑳)の金額±㉑±㉒±㉓〕がマイナスの時 ㉕	※付表1-3の④A欄へ	※付表1-3の④B欄へ	
貸倒回収に係る消費税額 ㉖	※付表1-3の④A欄へ	※付表1-3の④B欄へ	

【No.50】 申告書第一表①欄の金額は、A欄、B欄の金額のそれぞれ1,000円未満切捨て後の金額の合計額と一致していますか(申告書第一表⑤欄又は付表2-3⑪の各欄に記載がある場合、返還等対価の額に相当する金額又は特定課税仕入れに係る支払対価の額が加算されていますか。)。
【No.50】 本店等との間の内部取引は資産の譲渡等に含まれません。

【No.51】 非居住者から受け取る利子等(他の外国法人に対する貸付金や外国債券から生じる利子等)の額がある場合、その金額を③C欄に記載していますか。

【No.52】 ⑥C欄の金額には、有価証券の譲渡対価の5%に相当する金額、土地等の譲渡対価の金額及び受取利子の金額を含めていますか。

【No.56】 課税売上割合が95%未満であり、かつ、特定課税仕入れがある場合、⑫B欄は、⑪B欄の金額に7.8/100を乗じた金額を記載していますか。

【No.53】 課税売上高が5億円超又は課税売上割合が95%未満であるにもかかわらず、課税仕入れに係る消費税額を全額控除していませんか。

注意 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨て。
2 ⑯及び⑰欄は、値引き、割戻し、割引など仕入対価の返還等の金額がある場合(仕入対価の返還等の金額を仕入金額から直接減額している場合を除く。)には、その金額を控除した後の金額を記載する。